

# 指定訪問介護・第1号訪問事業 重要事項説明書

あなたに対するサービスの提供にあたり、当事業所が予め説明しなければならない内容を記したものです。

## 1. 当事業者概要について

事業者名称	社会福祉法人 盛幸会
所在地	兵庫県川西市西多田字平井田筋5番地
代表者名	理事長 吉川 渉
電話番号	072-793-2727

## 2. ご利用事業所について

事業所名称	湯々館ふれあい介護センター
サービスの種類	指定訪問介護 事業所番号 2873100552 平成15年2月1日 指定
	第1号訪問事業 事業所番号 2873100552 平成30年4月1日 指定
所在地	〒666-0138 兵庫県川西市西多田字平井田筋5番地
連絡先	連絡先電話番号 072-793-3740 ファックス番号 072-793-5047
管理者の氏名	中西 百合子
サービス提供責任者	中西 百合子 新田 輝美 中野 敬子 坊之本 真美 古林 真知子 中邨 桂子 水本 絹子 斎藤 栄子 以上8名
通常の事業の実施区域	川西市・猪名川町・宝塚市・伊丹市 その他地域については応相談

### 3. 事業所の目的と運営方針について

目的	指定訪問介護または、第1号訪問事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めて、介護福祉士又は訪問介護員課程修了者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、適正な指定訪問介護または第1号訪問事業のサービスを提供することを目的とする。
運営方針	事業所の訪問介護員等は、要介護者または、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 4. ご利用事業所の職員体制について

	資格	常勤	非常勤	計
サービス提供責任者	介護福祉士	3名	4名	7名
訪問介護員	介護福祉士	0名	9名	9名
	介護職員初任者研修修了者	0名	7名	7名
合計		3名	20名	23名

### 5. ご利用事業所の営業時間について

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前9時から午後5時30分まで
休日	土・日・祝・年末年始4日(12月31日～1月3日)

ホームヘルパーによるサービス援助は、  
 年末年始4日間(12月31日～1月3日)は、お休みですが  
 それ以外の日、土・日・祝日を含め全ておこなっております。

## 6. こんなサービス(ホームヘルプサービス)が利用できます。

介護保険の訪問介護(ホームヘルプサービス)は、サービスの内容により、「身体介護」「生活援助」の2つに分けられます。  
但し、第1号訪問事業については、区分はありません。

### 生活援助

掃除、洗濯、調理など日常生活の援助であり、利用者が単身のため、または家族が障害・疾病などのため本人や家族が家事を行うことが困難な場合行われるものをいいます。

◎ 掃除・ごみ出し



◎洗濯



◎調理



◎ベッドメイク



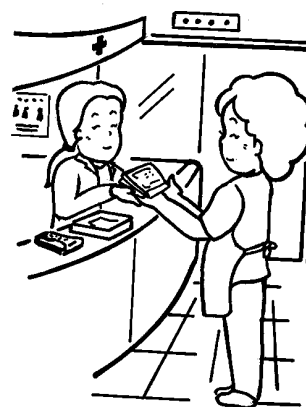
◎衣服の整理・被服の補修



◎買い物



◎薬の受け取り



身体介護

- ①利用者の身体に直接接触して行う介助
- ②介助に必要な準備及び後かたづけ
- ③利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上のための介助や専門的な援助です。

◎起床介助



◎就寝介助



◎排泄介助



◎衣服の着脱



◎身体整容  
(爪きり・耳かき・髪をとく等)



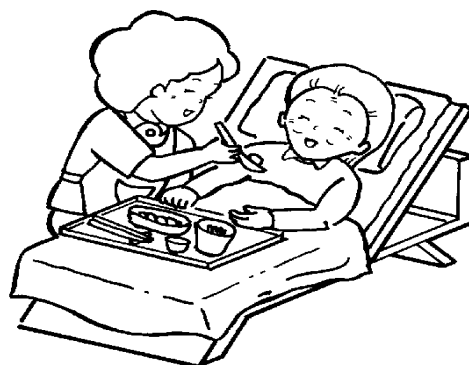
◎身体の清拭・洗髪



◎入浴介助



◎食事介助



◎体位変換



◎服薬介助



◎移乗・移動介助



◎通院・外出介助



◎サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意頂きたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことが出来ませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

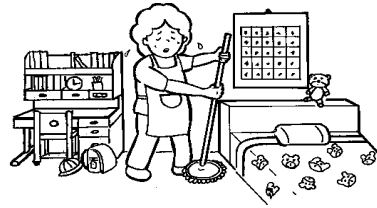
(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、出来る限り早めに、担当の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所、当事業所へご連絡下さい。

◎ご本人様不在時(留守)の援助はできません。

◎ 次のサービスは(原則として)介護保険では提供できません。



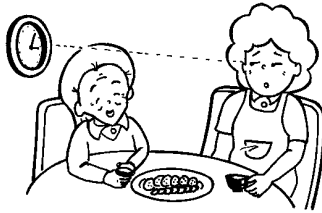
利用者本人以外の洗濯・調理・  
買い物・布団干し



主として利用者が使用する居室等  
以外の掃除



来客の応接  
(お茶、食事の手配など)



話し相手のみ・留守番



自家用車の洗車・清掃



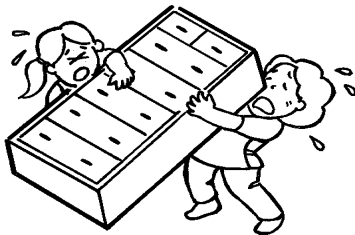
草むしり



花木の水やり



ペットの世話(犬の散歩など)



家具・電気器具等の移動、  
修繕、模様替え



大掃除、窓のガラス磨き、  
床のワックスがけ



室内外家屋の修理、  
ペンキ塗り



園芸  
(植木の剪定など)



特別な手間をかけて行う  
料理(おせち料理など)

## 7. 具体的利用料は、次の通りです。

利用料は、サービスの内容・利用する時間帯・利用する時間の長さによって異なります。下の表の「利用料」が自己負担していただく目安の金額です(特定事業所加算分を含んだ料金です)

介護保険負担割合が2割、3割の場合は、2割、3割の利用料金となります。

\*利用料に変更あれば文書にて説明同意を得ます。

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 30分毎に加算
料金	1915円	2868円	4558円	6677円	30分毎に 約963円
利用料	191円	287円	456円	668円	96円
処遇改善加算 24.5%	47円	70円	112円	164円	24円
合計	238円	357円	568円	832円	120円
生活援助	20分以上45分未満		45分以上		身体介護1 生活援助1
料金	2108円		2589円		3638円
利用料	211円		259円		364円
処遇改善加算 24.5%	52円		63円		89円
合計	263円		322円		453円

※1円未満の端数処理の計算上、誤差が生じる場合があります。

※昼間(午前8時から午後6時まで)以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料が割増になります。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 翌朝午前6時まで
加算割合	25%	25%	50%

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

◎第1号訪問事業の利用料金は次の通りです。

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（料金表）の1割です。

介護保険負担割合が2割、3割の場合は、2割、3割の利用料金となります。

\*利用料に変更あれば文書にて説明同意を得ます。

[料金表—基本料金・通常時間]

	1週に1回訪問	1週に2回訪問	1週に3回訪問
1ヶ月料金	12,583円	25,134円	39,879円
利用料	1,258円	2,513円	3,988円
処遇改善加算額 (24.5%)	309円	617円	977円
合計利用料 (1割負担の場合)	1,567円	3,130円	4,965円

※1円未満の端数処理の計算上、誤差が生じる場合があります。

◎キャンセル料

お客様の都合により、予約していたサービスの利用を中止する場合、解約料が必要となる場合があります。詳しくは、下の表の通りです。

利用日の当日までに連絡が無い場合(前営業日の午後5時以降の連絡)	サービス費用の50%を請求します。
利用日の前日に連絡があった場合(前営業日の午後5時までの連絡)	キャンセル料は無料です。

※ただし、お客様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

※第1号訪問事業の方は、定額制ですのでキャンセル料はいただきませんがキャンセルの場合は、前日までにご連絡ください。



◎ サービス提供責任者について、特に労力のかかる初回時の利用料

初回加算	料 金	2140円
	利 用 料	214円

- ① 新規に訪問介護等計画書を作成する場合。
- ② 利用者が過去 2 月間(暦月)に、当該指定訪問介護事業者から指定訪問介護の提供を受けていない場合。
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合、または、要介護者が要支援認定を受けた場合に訪問介護等計画書を作成する場合。  
※第 1 号訪問事業も同様です。

◎ 緊急時の加算

緊急時訪問介護加算	料 金	1063円
	利 用 料	107円

ご利用者やそのご家族からの要請を受けて 24 時間以内にサービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合です。但し、緊急時のサービスですので援助時間が20分未満もあります

◎ 特定事業所加算 (Ⅱ) による利用料について

- ・すべての訪問介護員等に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること
- ・利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること
- ・サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、終了後、適宜報告をうけていること
- ・すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施していること
- ・緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること
- ・訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員の合計が50%以上であること

※当事業所は上記条件をみだし、特定事業所加算(Ⅱ)を算定させていただきます  
訪問介護サービスの援助について利用料が10%の加算となります

◎処遇改善加算(Ⅰ)について

介護職員の処遇改善について、当事業所では処遇改善加算(Ⅰ)を算定します。1ヶ月の利用単位数の24.5%に地域加算(10.7)を乗じた金額の1割(または2割・3割)が、ご利用者様負担になります。

8. その他の費用について

◎ 交通費

○通常のサービス提供実施地域(※) → 無料

それ以外の地域 → お客様の実費負担となります。

(※)通常のサービス提供地域については、1ページに記載しています。

○買い物時や薬の受けとり時の交通費 → お客様の実費負担となります。

○通院介助時の訪問介護員の交通費 → お客様の実費負担となります。

◎ 水道代・ガス代

お客様のご自宅で、サービス実施のために水道・ガスを利用した場合、その代金はお客様の実費負担となります。

◎ 電話代

お客様のご自宅で、サービス実施のためにやむを得ず電話を利用した場合、その代金はお客様の実費負担となります。

◎ 要介護認定の申請前や申請後で要介護認定前にサービスを利用した場合

要介護認定の申請前または申請後で要介護認定前でもサービスを利用できますが、認定の結果自立となった場合には、所定の利用料1000円/30分を負担していただきます。

また、認定結果によって、利用限度額を超えた場合は、その超えた分は全額ご負担していただくことになります。

## 9. 支払方法

- サービスを利用した場合、翌月 10 日までに前月分の利用料の請求をいたします。(「請求書」をお渡しします。)
- 支払方法は原則、郵便局からの口座振替(ご本人名義)でお願いします。または、現金でのお支払いとなります。
- 振替日・引き落とし日は、翌月の20日です。現金集金の場合は、翌月の 20 日までに、担当のホームヘルパーにお支払いください。
- お支払いいただきましたら、領収証を発行しますので、大切に保管してください。

## 10. 衛生管理等について

従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 11. 緊急時の対応方法

お客様の病状の急変やその他必要な場合には、下記に記載の主治医(かかりつけ医)ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

	主治医 (かかりつけ医)	ご家族( )	その他( )
氏名			
連絡先 (電話番号)			
住所 (所在地)			

## 12. サービス提供に関する相談・苦情申立窓口

事業者窓口 湯々館ふれあい介護センター	当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。 連絡先 072-793-3740 受付時間(平日) 9:00~17:30 担当者氏名 中西 百合子
------------------------	---

保険者窓口 川西市	川西市役所介護保険担当室 連絡先 072-740-1147 受付時間(平日) 9:00~17:00
--------------	---

猪名川町	猪名川町役場福祉課 連絡先 072-766-8701
宝塚市	宝塚市介護保険課 宝塚市東洋町1番1号 連絡先 0797-77-2136
伊丹市	伊丹市健康福祉部地域福祉室介護 保険課 連絡先 072-784-8037 受付時間(平日) 9:00~17:30

国保連合会 兵庫県国民保険団体連合会	連絡先 078-332-5617 受付時間(平日) 9:00~17:15
大阪府国民健康保険団体連合 会	連絡先 06-6949-5418 受付時間(平日) 9:00~17:00